

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年10月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○木村 實様（本町） 5,000円

<故人が生前お世話になったため>

○樫山 忠様（端野町） 30,000円

○廣井 洋子様（留辺蘂町） 10,000円

○高橋 ルリ子様（留辺蘂町） 20,000円

○遠藤 美代子様（留辺蘂町） 30,000円

○岩瀬 晴夫様（札幌市） 20,000円

<ボランティアアシスタント事業のために>

○小さな親切運動北見支部様（大通東） 170,000円